

# 全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成28年  
(2016年) 3月5日

第1969号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会議報

## 第143回地方行政委員会

地方行政委員会(委員長 宮西健吉・小松市議会議長)

は2月17日、正副委員長会議の後、ルポール麹町で第143回委員会を開催した。

委員会では、宮西委員長の挨拶の後、欠員となっていた副委員長の補欠選任を行い、副委員長に永野忠弘・玉名市議会議長を選任した。続いて、講師説明では、総務省からの説明を聴取し、事務報告を了承した後、協議に入った。

「平成27年度本委員会の要望結果について」では、地方分権改革の推進をはじめとした要望に対する結果の概要を説明した。

「次年度委員会への申し送り事項について」では、引き続き要望する必要がある事項(下掲)を、次年度委員会に申し送る事項として、原案の通り決定した。

「今後の運営について」では、今後の会議・活動日程について説明した。

なお、講師説明では、境勉・総務省自治行政局行政課長から「地方行政をめぐる最近



宮西健吉・地行委員長

の動向」と題し、①第31次地方制度調査会の審議状況(主に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申(案)」)②地方議会制度の概要について説明があった。 ※申し送り事項

①地方分権改革の推進(更なる義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲、国の出先機関改革、「国と地方の協議の場」における実効性ある運営)②地方創生の推進(まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保、地方創生推進交付金の充実確保、地方への分散を促進する誘導的な施策の推進、地方分権改革の一層の促進等)③地方議会の権能強化等(更なる地方議会の権能強化

地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化、地方議会議員の被用者年金制度への加入)④消防防災体制の充実強化(消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化、消防防災通信ネットワークの充実強化、消防団の充実強化、消防広域化事業に対する財政措置の充実強化)⑤過疎地域の自立促進(過疎地域に対する財政措置の充実等、税制の抜本改革に当たっての過疎地域への配慮)⑥合併市町村に対する支援の拡充(合併市町村に対する財政措置の充実等)⑦社会保障・税番号

制度導入に係る財政措置の拡充(情報連携に向けた取組への財政措置の拡充)⑧基地対策関係予算の確保等(基地交付金・調整交付金の所要額確保、基地周辺対策経費の所要額確保、米軍機による低空飛行訓練の中止)⑨治安対策の強化等(暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪等への取組強化等、拉致問題の全容解明と早期解決)⑩北方領土返還(早期返還の実現に向けた啓発活動等、北方領土隣接地域の振興対策等)⑪竹島の領有権確立(竹島の領有権確立に向けた国内世論の喚

## 第63回全国市議会議会 事務局職員研修会

4~6面



研修会の模様

本会は、第63回全国市議会議事務局職員研修会を1月28日・29日の2日間にわたり、ベルサール汐留で開催した。参加者は約600人。

1日目は、井原好英・本会事務総長の開会挨拶の後、境勉・総務省自治行政局行政課長が「地方行政をめぐる最近の動向」、清水克士・大津市議会議長が「『チーム大津市議会』のキセキとヒミツ」と題し、それぞれ講

演じた。2日目は、横道清孝・政策研究大学院大学副学長・教授が「議会改革の方向性について」、廣瀬和彦・本会調査広報部参事が「議会運営について」と題し、それぞれ講演した。本紙では、今号で1日目、次号で2日目の講演の概要を掲載する。なお、研修会資料については、本会ホームページのメンバーのページに掲載している。また、講演録については、後日、全市に送付する。

### 3月5日現在の都市数 813団体

うち	
指定都市	20市
中核市	45市
施行時特例市	39市
一般市	686市
特別区	23区

# 第139回地方財政委員会

地方財政委員会(委員長 内田隆・菊川市議会議長)は2月16日、正副委員長会議の後、ルポール麹町で第139回委員会を開催した。

委員会で、内田委員長の挨拶の後、総務省から講師説明を聴取した。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。

「平成27年度本委員会要望事項の結果概要について」では、平成28年度税制改正等をはじめとした要望に対する結果の概要を説明した。

「次年度委員会への申し送り事項(案)について」では、引き続き要望する必要がある事項(右下掲)を、次年度委員会に申し送る事項として、原案の通り決定した。

「今後の運営について」では、今後の会議日程を説明し、今後の運営を決定した。

なお、講師説明では、前田一浩・総務省自治財政局財政課長から「平成28年度地方財政対策について」と題し、▽国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標▽28年度地方財政計画のポイント▽経

済・財政一体改革の具体化・加速に向けた総務省の対応などについて、開出英之・同省自治税務局企画課長から「平成28年度地方税制改正について」と題し、▽消費税(国・地方)の軽減税率制度▽法人税改革▽地方法人課税の偏在是正▽車体課税▽固定資産税などについて、説明があった。

# 第155回社会文教委員会

社会文教委員会(委員長 尾山信義・山陽小野田市議会議長)は2月19日、全国都市会館で正副委員長会議の後、第155回委員会を開催した。

委員会で、尾山委員長の挨拶の後、文部科学省、厚生労働省からの講演を聴取した。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。

「平成27年度要望結果の概要について」では、要望結果の概要について説明し、これに詳細な説明を加えたものを5月31日開催予定の第92回定期総会に報告することとした。



内田隆・地財委員長

※申し送り事項  
①平成29年度税制改正等(地方税源等の充実確保、政令指定都市・中核市・施行時特別

市に対する税制上の特例措置の充実、非課税等特別措置等の整理合理化、政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大、地方税法の改正(時期)②平成29年度地方財政対策(地方財源の充実確保、合併算定替等、「地方共有税」への変更、地方自治体の財政運営の予見可能性向上、国による確実な財政措置の実施等「国と地方の協議の場」の活用)③地方創生の推進(まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保、地方創生推進交



尾山信義・社文委員長

「次年度委員会への申し送り事項(案)について」では、原案の通り、引き続き重点的に要望する必要がある事項(下掲)を、次年度委員会に申し送る事項として決定した。

「今後の運営について」では、今後の会議日程などについて説明し、説明の通り運営することを決定した。

係予算のポイントなどについて、橋本泰宏・厚生労働省大臣官房会計課長から「平成28年度厚生労働省予算案の概要について」と題し、①一億総活躍社会の実現に向けた主な取り組み②28年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化③28年度厚労省予算案の主要施策

付金の充実確保、地方への分散を促進する誘導的な施策の推進、地方分権改革の一層の促進等)④平成29年度地方債計画(地方債資金の確保、公的資金補償金免除繰上償還の継続等、合併特例債の制度拡充、起債対象事業の拡大等)⑤地方公営企業(公営企業繰出金等の所要額確保、地方公営企業に対する財政措置の充実)⑥国庫補助負担金(国庫補助負担金の廃止等、直轄事業負担金制度の抜本的見直し)

「などについて、説明があった。」

## ※申し送り事項

- ①地方創生の推進(まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保、地方創生推進交付金の充実確保、地方への分散を促進する誘導的な施策の推進、地方分権改革の一層の促進等)
- ②地域医療施策(医師不足・偏在対策等、救急医療の確保・充実、自治体病院への財政措置)
- ③保健衛生施策等(危険ドラッグに対する取組の強化、感染症対策、定期予防接種、がん検診の推進、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種、食品安全対策、水道事業、自殺防止対策、こころの健康を守り推進する基本法の制定)
- ④医療保険制

度(医療制度改革、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度)⑤介護保険制度(制度改正、低所得者対策、介護サビスの基盤整備、人材の確保、財政運営)⑥少子化対策等(子ども・子育て施策、子育て世代への支援、放課後児童対策、不妊治療への財政措置)⑦雇用対策(地域雇用対策、若年者雇用対策、新たな雇用創出事業の実施)⑧社会福祉施策(障害者施策、認知症対策、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度、年金制度の運用被災者の救助・支援制度の見直し)⑨環境保全施策(地球温暖化対策、廃棄物処理対策、容器包装リサイクル制度、家電リサイクル制度、海岸漂着物対策、アスベスト対策、皮革排水処理施設、原子力発電所事故への対応、放射性物質モニタリング)⑩文教施策(教育予算の拡充、教職員定数と財源の充実確保、少人数教育の推進、特別支援教育、いじめ対策の推進、公立学校施設の耐震化、学校施設の老朽化に伴う改修事業の補助制度の充実、食物アレルギー事故防止対策、栄養教諭・学校栄養職員増員による食育の充実、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備)

# 第155回産業経済委員会



吉田益美・産経委員長

産業経済委員会（委員長＝吉田益美・宗像市議会議長）は2月12日、全国都市会館で正副委員長会議の後、第155回委員会を開催した。委員会で、吉田委員長の挨拶の後、講師説明では、経済産業省、農林水産省からの説明を聴取した。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。

「平成27年度本委員会要望結果の概要について」では、要望結果の概要について説明し、これに詳細な説明を加えたものを5月31日開催予定の第92回定期総会に報告することとした。

「次年度委員会への申し送り事項（案）について」では、引き続き重点的に要望する必要がある事項（下掲）を、次年度委員会に申し送る事項として決定した。

「今後の運営について」では、今後の会議・要望活動日程などについて説明し、説明の通り運営することを決定した。

なお、講師説明では、濱野幸一・経済産業省大臣官房会計課長から「平成28年度経済産業省関係予算等について」と題し、①28年度経産省関係予算の概要②27年度同省関係補正予算の概要などについて、光吉一・農林水産省大臣官房予算課長から「平成28年度農林水産関係予算について」と題し、①28年度農林水産関係予算の概要②農林水産分野におけるTPP対策などについて、説明があった。

※申し送り事項  
①地方創生の推進（まち・ひと・しごと創生事業費の安定確保、地方への分散を促進する誘導的な施策の推進、地方分権改革の一層の促進等）  
②TPP協定交渉（環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉)  
③農業振興対策（経

営所得安定対策、農業の持続的な発展に関する施策、食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大、畜産振興策の強化）  
④林業振興対策（林業発展のための施策、地球温暖化防止対策等、水源林の保全）  
⑤水産業振興対策（漁業者に対する経営支援策等の強化、水産資源の維持等のための施策、養殖用配合飼料高騰対策、担い手の確保・育成）  
⑥農林水

# 第155回建設運輸委員会



目黒章三郎・建運委員長

建設運輸委員会（委員長＝目黒章三郎・会津若松市議会議長）は2月18日、全国都市会館で正副委員長会議の後、第155回委員会を開催した。委員会で、目黒委員長の挨拶の後、講師説明では、国土交通省、内閣府からの説明を聴取した。続いて、事務報告を了承し、協議に入った。

「平成27年度本委員会要望結果の概要について」では、要望結果の概要について説明し、これに詳細な説明を加えたものを5月31日開催予定の第92回定期総会に報告することとした。

「次年度委員会への申し送り事項（案）について」では、引き続き重点的に要望する必要がある事項（下掲）を、次年度委員会に申し送る事項として決定した。

「今後の運営について」では、27年度会議・要望活動日程などについて説明し、説明の通り運営することを決定した。

なお、講師説明では、瓦林康人・国土交通省大臣官房会計課長から「平成28年度国土交通省予算の概要について」と題し、28年度予算のポイント・概要などについて、森本哲司・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐から「平成28年度内閣府防災関係予算の概要について」と題し、28年度防災部門予算案などについて、説明があった。

策の推進）  
⑧中小企業振興対策等（中小企業への支援、地域資源の活用促進、地域商業の振興、電気料金及び原材料価格の上昇等に対する下請け中小企業の保護）  
⑨資源・エネルギー対策（原子力発電所の安全・防災対策、再生可能エネルギー対策、電力供給の確保、レアメタル(希少金属)等の確保対策、採石法の充実強化）

た。  
なお、講師説明では、瓦林康人・国土交通省大臣官房会計課長から「平成28年度国土交通省予算の概要について」と題し、28年度予算のポイント・概要などについて、森本哲司・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐から「平成28年度内閣府防災関係予算の概要について」と題し、28年度防災部門予算案などについて、説明があった。

「今後の運営について」では、27年度会議・要望活動日程などについて説明し、説明の通り運営することを決定した。

なお、講師説明では、瓦林康人・国土交通省大臣官房会計課長から「平成28年度国土交通省予算の概要について」と題し、28年度予算のポイント・概要などについて、森本哲司・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐から「平成28年度内閣府防災関係予算の概要について」と題し、28年度防災部門予算案などについて、説明があった。

「今後の運営について」では、27年度会議・要望活動日程などについて説明し、説明の通り運営することを決定した。

た。  
なお、講師説明では、瓦林康人・国土交通省大臣官房会計課長から「平成28年度国土交通省予算の概要について」と題し、28年度予算のポイント・概要などについて、森本哲司・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐から「平成28年度内閣府防災関係予算の概要について」と題し、28年度防災部門予算案などについて、説明があった。

## 議会人事

- ▼議長 郷内良治(2・1)
- ▼名取 高橋勝幸(2・12)
- ▼松浦 松下喜久雄(2・12)
- ▼副議長
- ▼名取 菊地 忍(2・1)
- ▼松浦 山口芳正(2・12)
- ▼指宿 木原繁昭(2・12)
- ▼指宿

等）  
②自然災害対策の推進（地震・津波対策、災害時の情報伝達等の充実強化、治水対策、災害復旧・復興支援）  
③各種交通基盤整備の推進（道路の整備促進、新幹線鉄道の整備促進、地方鉄道等に対する支援、地域公共交通に対する支援策の強化、地方航空路線の整備促進、港湾の整備推進、離島航路・航空路に対する支援）  
④都市基盤整備の推進（社会インフラ整備の推進、中心市街地活性化の推進、都市公園の整備推進、郵便局サービスの維持、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備）  
⑤観光立国の推進（訪日外国人の増加に向けた施策、魅力ある観光地域づくりの促進）

# 共済会 第111回代議員会を開催

市議会議員共済会(会長 岡下勝彦・高松市議会議長)は2月17日、都市センターホールで平成27年度第3回理事会の後、第111回代議員会



挨拶する岡下会長

を開催し、平成28年度の事業計画及び予算を決定した。

冒頭、岡下会長は「共済会の年金は受給者の貴重な生活の糧。共済会の役割を認識し、円滑な業務の運営に努めることが重要である」とあいさつした。

会議では、平成27年度上半期経理状況について報告があり、監事を代表して福安徹・監事(八王子市議会議長)か



監査結果を報告する福安監事

ら、会計処理等が適正に行われている旨の監査結果が報告された。

また、行政不服審査法の改正に伴い地方公務員等共済組合法の一部が改正されたことを踏まえた、審査請求に関する共済会定款の規定の変更案

について協議がなされ、原案のとおり決定した。

内容は、審査請求が可能な期間を「決定のあった日から起算して六十日」から「決定があったことを知った日から三箇月」に改めるもの。総務大臣の認可を受けたのち、4月1日から施行される。

このほか会議では、事務局からマイナンバー制度施行に伴う共済会の対応、共済会ホームページのリニューアルについて説明があった。(原稿は市議会議員共済会から提供)

# 【職員研修会】 地方行政をめぐる最近の動向 総務省自治行政局行政課長 境 勉氏



境総務省自治行政局行政課長

地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問機関で任期は2年。第31次地制調は26年5月に発足し、専門小委員会等で申案を作成し、総会を経て、答申となる。以下、答申案について、紹介する。

諮問事項は、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方と、議会制度や監査制度等のガバナンスのあり方が大きな柱。全体の問題意識は、人口減少社会で経済成

長が緩やかな中、どのように持続的な行政サービスを提供するかということ。地方行政体制のあり方について、基本的認識として、あらゆる行政サービスを単独の

市町村で提供する発想は現実的ではなく、どうするのかということ。多様な選択肢の中心的な概念が連携。連携の考え方は①自治体間の連携②自治体以外との連携③の2つ。①では、広域連携をより進めるべきとする。連携中枢都市圏の仕組みを進めることが大きな施策の柱となるが、それが困難な地域では申し出による都道府県の補完(県と市町村の垂直的な連携)も手段としてあり得るとした。②では、外部資源の活用として、地方独立行政法人の活用を可能にしてはどうかというもの。民

間には公権力の行使にわたるものは委託できないが、自治体のガバナンスが効いた地方独立行政法人に委任する仕組みは法律改正により、可能ではないかとした。ガバナンスのあり方については、人口減少社会では、地域マネジメントの主体となる自治体は非常に厳しい選択を迫られる。決断に説得力を持たせるには信頼性の向上が重要であり、自治体のガバナンスを今以上にしっかりとするという基本的な問題意識がある。ガバナンスのメンバープレーヤーは①長②監査委員③議

会④住民の4つ。③議会はこれまでのさまざまな制度改正を活用し、役割を十分に果たすことが大事。内部統制体制や監査委員の監査などが十分に機能しているか、また、政策の有効性、是非をチェックするなど議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき。そのため、議員をどう考えるか。市町村合併などの影響により議員数が減少、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えるなど、議会に対する住民の関心が低下しており、議員のなり手不足が深刻化していることが問題。議会がその機能を適切に発揮するためには、住民からの信頼が前提条件であり、そのことを十分に認識した議員、議員の不断の努力が求められるとした。以上を踏まえ、「議会制度や議会運営のあり方」、「議員に求められる役割」、「幅広い人材の確保」の3つの検討事項を挙げている。

「議会制度や議会運営のあり方」は8項目を検討した。①議会招集では、議長への臨時会招集権や通年会期制の必要に応じた活用が重要とした。②議決事件の対象では、自治体の基幹的な計画などの議決事件への追加などの取り組みを積極的に進める必要があるとした。③予算審議では、議会による予算修正権の拡大は慎重に検討していくべきとした。④決算審議では、議会が決算不認定とし、その理由を示した場合、長の応答義務を果たす仕組みを設けるべきとした。⑤議会活動に対する支援の充実では、議員研修の充実、議会事務局の資質向上、小規模な市町村における議会事務局の共同設置を含む議会事務局の体制強化、議会図書室の機能向上が必要とした。⑥情報発信では、ICTを積極的に活用し、ホームページなどを通じた議会情報の提供、議案などに対する住民への意見聴取、議会自らが行う議会活動の評価などをすべきとした。⑦意思決定過程への住民参加では、住民との意見交換会のほか、公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度をさらに活用するとした。⑧小規模な市町村における議会のあり方では、団体規模に応じた地域の実情に合わせた議会機能の充実・強化に努めるべき

【5面へ続く】

【4面から続く】

とし、特に小規模な市町村では、住民参加や意見交換で、議会の活性化、議会機能の補完も必要であるとした。

「議員に求められる役割」

は①議員の位置付け・役割の明確化②議員活動の透明性の確保③の2つを検討した。①では、議員のなり手不足を解消する1つの方策として、議員の役割をしっかりと位置付け、その職責や職務を法制化して議員活動への住民理解を高め

き続き検討すべきとした。②では、議員活動の状況について、各議員・会派がより一層説明責任を果たす取り組みを進めるべきとした。

「幅広い人材の確保」

は①議会や議員への理解②多様な人材の参画③立候補に伴う各種制度の整備④の3つを検討した。①では、議員のなり手不足を考えると、継続的に情報発信の充実や、意思決定過程への住民参加、活動の透明性の向上などにより、議会・議員への理解や信頼を高める

【研修会】「チーム大津市議会」のキセキとヒミツ  
「政策で勝負する議会」であるために  
大津市議会事務局総務課長 清水克士氏



清水大津市議会事務局総務課長

演題の「『チーム大津市議会』のキセキとヒミツ」は、大津市議会の議員と議会事務局が一体となった政策立案や議会改革の道筋の「軌跡」と、短時間・期間で高い外部評価を受けたミラクルの「奇跡」をかけている。ヒミツはノウハウや、事務局職員のあり方論の部分。副題は「政策で勝負する議会」。立法機関として、政策立案機能の強化が必須。首長と政策で勝負する議

会が実現でき初めて二元代表制の一翼を担う。昨年、議会事務局から議会局に名称を改めた。執行部は、市長事務局などとは言わない。議会のブレイクの役割を担う組織を示

取り組みが求められるとした。②では、多様な人材が議員として議会に参画しやすい取り組みが必要とした。夜間・休日議会や通年会期制の活用などが考えられる。また、なり手不足の要因として、報酬・待遇について問題があるとの議論があった。課題の指摘にとどまり、結論に至っていない。選挙制度との関係も同様。選挙制度が多様な人材の参画に深く関わるといふ認識までは示した。③では、労働法制のあり方にも留意して検討す



研修会の模様

る必要があるとした。また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会議員の兼職禁止の緩和が考えられる。さまざまな公務員法制のあり方にも留意し、

検討する必要があるとした。その他、①長②監査委員④住民のうち、議会の関係部分について。①では、長自らの評価内容と監査委員の監査結果を議会に報告し、それらを住民に公表して住民への説明責任を果たすような仕組みを提案した。②では、各団体の判断で監査委員の中に議選監査委員を入れない選択肢を提案した。④では、住民訴訟制度について、損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄の禁止を提案した。放棄は裁判所の判

決後、客観的かつ合理的に、監査委員などの第三者の意見を聴取した上で行うという手続きの整備が必要であるとした。答申案は、議会については、大きな制度改正というより、さまざまな知恵、今やれることをしっかりとやり、地道に住民の信頼・理解を得ようというトーンになっている。他の先進事例を参考に、自分たちの議会、事務局ができることを考えることが非常に重要である。

そのため、あえて名称を変えた。早稲田大学のマニフェスト研究所主催のマニフェスト大賞を、議会グランプリを含め3年連続で受賞した。議員のモチベーションが非常に高まるなど大きな効用がある。

1 政策検討会議の制度設計

政策検討会議は、条例を提案した会派から座長、全会派から1名ずつ自ら手を挙げた議員が構成員となる議員間討議のスキーム。必然的に少数意見が尊重され、ミスマッチ(委員会の条例提案である、必ずしも委員の得意分野でない提案)も防ぐ特徴がある。

会議は原則、非公開。実際は多くを公開しているが、必要に応じて非公開にする。外部の専門的知見を入れる必要性があり、政策検討会議アドバインダー制度を検討した。

などに広報する意味でも、大きな意義がある。なぜ3大学か。大学には専門分野があり、基本的には幅広いほうがよい。一方的なメリットの享受だけではなく、ウイン・ウインの関係が必要。大学側のメリットはインターシップ。議会局ではなく、議員、会派での直接の受け入れが特徴。会派間で競争意識が芽生え、徐々にレベルが上がる想定外のメリットもあった。

活用などの多様な連携によって補い、強化する。大学図書館との連携は例がなく、全国初とプレス発表した。専門的知見の活用は地方自治法第100条の2に法的根拠があり、「調査を学識経験を有する者等にさせることができる」などとされている。逐条解説では、以前、「議会の議決を要する」とされていた。法律には議決の規定がなく、逐条解説の通りでなければいけないと思ってしまうが、不便ならば積極的に声を上げることが必要である。現在

龍谷大学、立命館大学、同志社大学の3大学とパートナーシップ協定という連携協定を結んでいる。二元代表制でもあり、また、当時、連携協定を結ぶ議会が少なかったの

で、議会で独立して結び、協定の締結式も行った。記者会見や新聞掲載で積極的に市民

が難しいので、龍谷大の図書館と、蔵書の閲覧、図書館司書によるレファレンス機能の

【6面へ続く】

【5面から続く】

「事例に応じて柔軟な内容とする」とはできるであろう」と一定裁量を認めている。大学との連携では、滋賀県市議会議長会で、来年度、軍師ネットワーク事業を行う予定。軍師としての職員を養成し、県内13市議会事務局の底上げがあれば、特定の人、有力な人が異動・退職した議会でも、結果的に先進的な議会改革や政策立案が継続する。議会事務局の共同設置に代わる広域連携のモデルになればと思う。

3 議会BCPの策定

BCPとは、Business Continuity Plan、業務継続計画のこと。地方議会の策定は全国初で、マニフェスト大賞を受賞した。現在検討中の執行部に先行して策定した。政策検討会議において、同志社大の新川達郎教授の指導を得て、ワークショップスタイルで「想定外を想定する」をキーワードとして議論した。このスタイルは、議論に参画した議員の満足感が高く、非常に使える手法である。BCPは今後の検討課題も多くあり、60点程度の完成度。PDCAサイクルに乗せ、育

研修会の模様



てるBCPを目標とし、防災訓練や避難所運営訓練なども行い、その教訓も反映させ、進化させていく。

は、市の災害対策本部の設置と合わせ、正副議長と各会派の代表者で構成する議会の災害対策会議も自動的に設置する仕組みにした。役割は、議会の意思決定前の事前調整・協議の場。地域の議員からの被災情報の集約が最も重要な任務。初動期(発災後3日間で)、3日〜7日目、1週間目以降1カ月目までの行動原則などを明記している。通常の風水害などでは、議員から被災情報、要望などを災害対策本部に直接伝えることが問題になる。それを避けるため、議会BCP策定の必要性を感じた。議会局からの提案の1つのメリット。それを生かしたモデル例である。

4 災害等対策基本条例の制定

議会BCPの法的根拠として、災害等対策基本条例を制定。防災対策推進条例があったが、議会の役割や、地域防災計画への反映義務の規定がなく、予防対策が中心で減災の考え方もないなど、多くの課題があり、この条例を廃し新たに策定した。公助の中に議会も入れた。特徴は、4つの視点。①議会の視点として、

5 議会規程の再編

再編に先立ち、法制執務上の改革として、新旧対照表方式による例規改正を導入した。この方式は、片山知事のときに鳥取県が最初に採用した。改め文方式では、市民が議案を見て「何を何々に改める」とあっても分からない。新旧対照表ならば一目瞭然。法律に規定がなく、義務ではないから、分かりやすくすればよい。発想の転換が必要。議会例規体系の特徴は、会

6 議会ミッションロードマップの策定

議規則を廃止して会議条例と会議規程にしたこと。本会議と委員会を分け、重要なことと手続的なことを条例と規程に分けた。分かりやすさが大事。市民のメリットは、存在を知らなかった先例と申し合わせを会議規程へ入れたこと。ホームページの例規集で全部見られる、見える化を図った。その後、議会基本条例を制定。特色は、①議会運営のみならず、議員定数や事務局設置など、議会の組織に関するものも定めた。②議会例規ナビとしての役割を果たす。③議会全体の例規構成をシンプルに、自治法上「条例で定める」もののできる限り1つにまとめた。専決処分について、委任専決を認める部分は、議会の例規にあるべきであり、会議条例に入れた。

7 議会ICT化の推進

議論を見ることが議会の本質であり、市民が関心を持つよう、ICTの活用を進めている。市民は会派ではなく、議員個人に投票したので、電子採決を導入し議員の個別賛否を表示するようになった。ここは一番こだわっている肝の部分。一般質問では、写真やグラフなどの補足資料を電子化

し、インターネット中継にも対応している。議場内通信システムも整備し、全議員と登壇部長に1台ずつタブレット端末を配付し、答弁訂正や、議長とのやり取りに利用し、重宝している。フェイスブックは「議会」ではなく、あえて「議会局フェイスブック」にして、より親しみやすい議会情報の発信に努めている。

8 政務活動費のネット全面公開

政務活動費については、実質、議会局が監視機関として機能している。全領収書の添付は平成13年度の政務調査費の制度創設時から義務化しており、領収書などホームページ上の全面公開に反対する議員は皆無だった。これも中核市では全国で2番目、全地方議会でも実施済みは3%という。検討時には2%だった。2%だからまだいいのか、今やる値打ちがあるのか。他の議会より先んじないと値打ちも出ない。早いと反響も大きく、手ごたえも感じられる。同じデータを見ても、その評価により対応が180度異なる。どちらの視点で見えるかが大事である。

研修会の模様

